

第4章 介護保険事業の円滑な運営

施策4-1 保険給付費等の見込み

施策の方針

- 第9期計画期間中には、団塊の世代が75歳となる令和7（2025）年を迎えます。今後も、高齢者人口、とりわけ介護ニーズの高くなる85歳以上の人口増加が見込まれる一方、生産年齢人口（15～64歳）の減少が見込まれます。
- 中長期的な人口動態や介護離職防止の観点などを考慮した介護ニーズの動向を見据えて、必要な介護サービス量を見込むとともに、適切なサービス提供体制の確保に向けた取組が求められます。

1 介護サービス見込量推計の流れ

1. 被保険者数の推計

推計人口に基づき、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの被保険者数を推計する。



2. 要支援・要介護認定者数の推計

令和3年度から令和5年度までの被保険者数に対する要支援・要介護認定者数に基づき、1で推計した被保険者数を用いて要支援・要介護認定者数を推計する。（第2号被保険者を含む）



3. サービス別の量の見込み

令和3年度から令和5年度までの給付実績を分析・評価し、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの見込量を推計する。



4. 保険給付費・地域支援事業費の推計

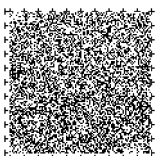
介護ニーズを踏まえたサービス量の分析や制度改正などを勘案しながら、総合的なサービス利用量を推計し、3年間の必要給付費を算出する。
また、補足給付費*や高額介護（介護予防）サービス費等の推計も行い、給付費に加える。地域支援事業費についても同様に算出を行う。

*補足給付費とは、低所得者の施設入所時等にかかる食費・居住費を軽減するための給付



5. 保険料基準額の設定

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの保険給付費等の推計、保険料段階別の被保険者数の推計及び国が示す保険料算定に必要な係数を基に、介護保険料基準額を設定する。

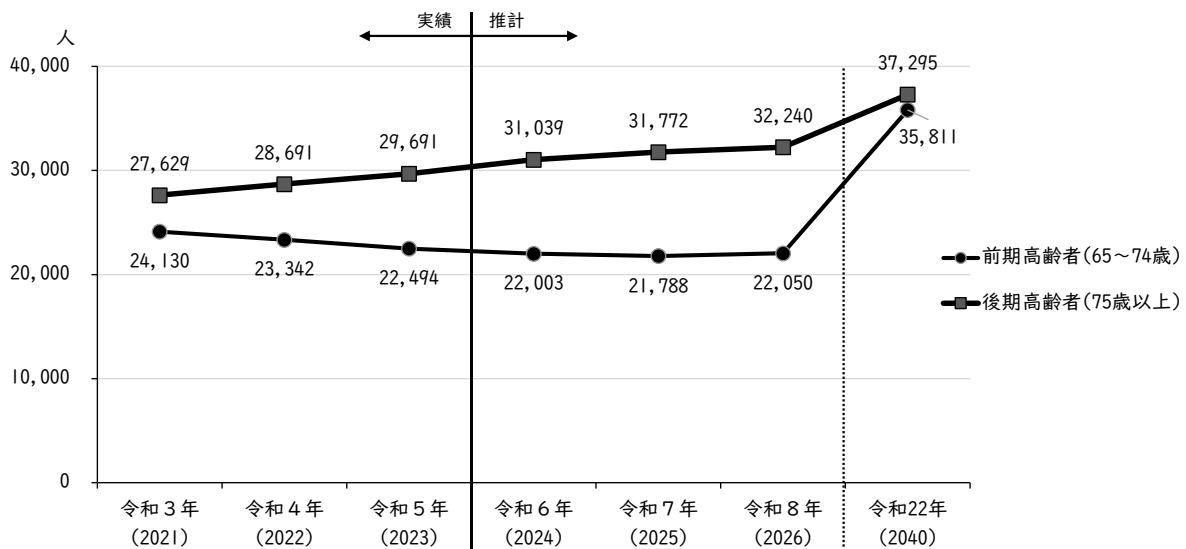


2 被保険者数及び要支援・要介護認定者数の見込み

総人口・高齢者人口の推計から、第9期計画期間中は、被保険者数、要支援・要介護認定者数ともに増加を見込んでいます。

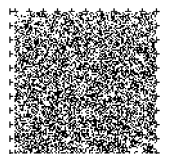
65歳以上の第1号被保険者については、引き続き、前期高齢者は減少傾向で推移する一方、後期高齢者は増加するものと見込んでおり、これらを踏まえ、要支援・要介護認定者数も増加するものと見込んでいます。

■第1号被保険者数の推移（前期・後期別）

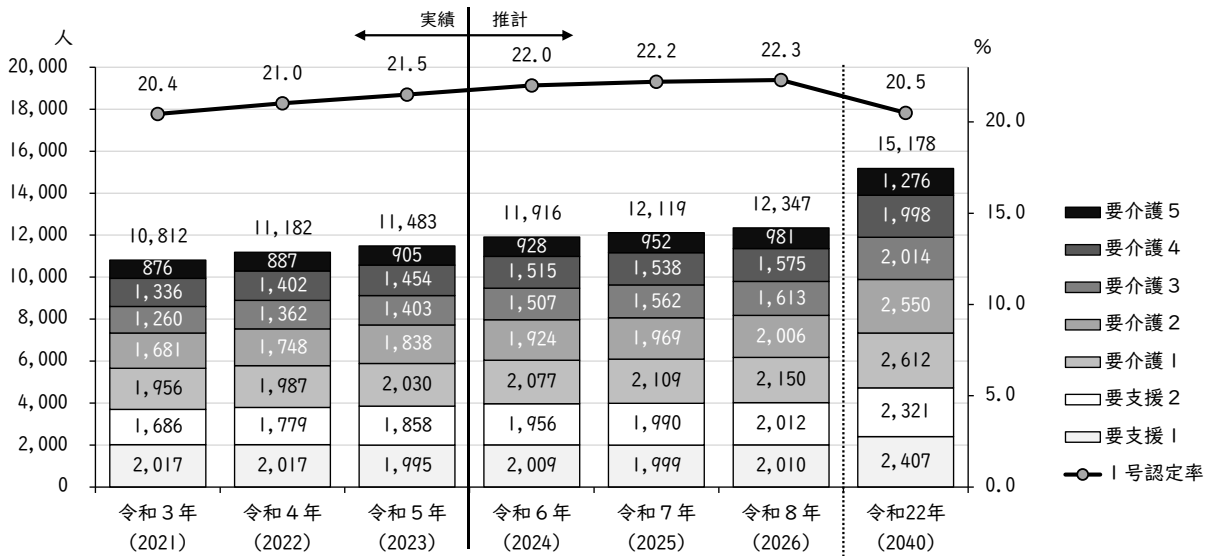


	令和3年(2021)	令和4年(2022)	令和5年(2023)	令和6年(2024)	令和7年(2025)	令和8年(2026)	令和22年(2040)
総数(人)	138,492	139,793	140,912	142,751	143,947	144,904	151,729
第1号被保険者	51,759	52,033	52,185	53,042	53,560	54,290	73,106
前期高齢者(65~74歳)	24,130	23,342	22,494	22,003	21,788	22,050	35,811
後期高齢者(75歳以上)	27,629	28,691	29,691	31,039	31,772	32,240	37,295
第2号被保険者	86,733	87,760	88,727	89,709	90,387	90,614	78,623

資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）、令和6年以降は推計値

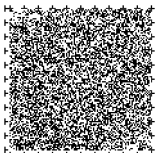


■要介護度別認定者の推移（第2号被保険者含む）



	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和22年 (2040)
総計 (人)	10,812	11,182	11,483	11,916	12,119	12,347	15,178
要支援1	2,017	2,017	1,995	2,009	1,999	2,010	2,407
要支援2	1,686	1,779	1,858	1,956	1,990	2,012	2,321
要介護1	1,956	1,987	2,030	2,077	2,109	2,150	2,612
要介護2	1,681	1,748	1,838	1,924	1,969	2,006	2,550
要介護3	1,260	1,362	1,403	1,507	1,562	1,613	2,014
要介護4	1,336	1,402	1,454	1,515	1,538	1,575	1,998
要介護5	876	887	905	928	952	981	1,276
1号認定率 (%)	20.4	21.0	21.5	22.0	22.2	22.3	20.5

資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）、令和6年以降は推計値



3 居宅サービスの量の見込み

在宅の高齢者に対して提供される介護保険サービスです。利用者宅でのサービス提供のほか、利用者が施設に通ったり、短期入所する等の形態があります。

在宅生活を支えるサービスの利用者の増加を見込んで推計しています。

※令和5年度の実績値は見込み値です。第9期に見込んでいるサービスのみ記載しています。

(1) 訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護員（ホームヘルパー）や介護福祉士が、要介護認定者の自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護や調理・掃除・洗濯等の家事、生活等に関する相談や助言など日常生活上の必要な援助を行うサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人/月	1,714	1,814	1,926	1,817	1,871	1,921	2,389
	回/月	37,117	39,056	41,550	39,711.6	40,040.9	41,108.7	51,233.7
実績値	人/月	1,654	1,713	1,746				
	回/月	36,969.8	37,916.7	38,849.2				

(2) 訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

要支援・要介護認定者の自宅を入浴車で訪問し、移動浴槽を使用して入浴の介助を行うサービスです。

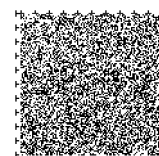
介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人/月	137	142	149	163	171	180	224
	回/月	716	771	813	736.0	778.7	816.3	1,019.7
実績値	人/月	145	144	145				
	回/月	731	697	693				

(3) 訪問看護／介護予防訪問看護

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が要支援・要介護認定者の自宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人/月	1,215	1,282	1,370	1,487	1,537	1,561	1,949
	回/月	13,307	14,067	15,084	18,080.4	18,727.7	18,962.4	23,726.3
実績値	人/月	1,238	1,351	1,403				
	回/月	13,502.8	15,274.4	16,235.4				

予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人/月	303	323	345	306	306	308	358
	回/月	2,864	3,075	3,302	2,160.7	2,164.5	2,178.6	2,532.0
実績値	人/月	286	296	300				
	回/月	2,204.8	2,162.3	2,334.0				



(4) 訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

病院・診療所及び介護老人保健施設の理学療法士又は作業療法士が要支援・要介護認定者の自宅を訪問して、訪問リハビリテーション計画の下でリハビリテーションを行うサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人／月	170	176	179	198	207	210	266
	回／月	2,008	2,125	2,173	2,505.6	2,631.5	2,676.1	3,381.5
実績値	人／月	175	172	203				
	回／月	2,055.8	2,036.7	2,584.5				

予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人／月	39	40	42	56	57	60	70
	回／月	451	467	491	502.4	506.8	526.0	613.3
実績値	人／月	43	48	51				
	回／月	440.5	450.0	507.1				

(5) 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

要支援・要介護認定者に対して、病院・診療所又は薬局の医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士・管理栄養士などが自宅を訪問して、療養上の管理・指導などを行うサービスです。

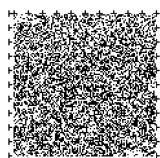
介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人／月	2,206	2,304	2,385	2,624	2,751	2,858	3,582
実績値	人／月	2,192	2,346	2,481				

予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人／月	267	273	281	279	280	284	336
実績値	人／月	259	255	291				

(6) 通所介護（デイサービス）

施設に通所する要介護認定者に対し、食事・入浴等の介護と各種レクリエーションなどを提供することで、心身機能を維持・回復させるほか、介護に従事する家族の負担を軽減させるサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人／月	1,550	1,653	1,764	1,924	2,037	2,108	2,613
	回／月	16,596	18,167	19,531	17,986.0	18,368.0	18,953.9	23,466.4
実績値	人／月	1,407	1,586	1,735				
	回／月	15,005	16,046	16,960				



※音声コードに収録できる文字数に制限があるため、一部前頁の内容が収録されております。

(7) 通所リハビリテーション（デイケア）／介護予防通所リハビリテーション

施設に通所する要支援・要介護認定者に対し、リハビリテーションのほか、食事・入浴等の介護、各種レクリエーションなどを提供するサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人／月	388	397	412	319	319	319	399
	回／月	2,682	2,771	2,893	2,133.5	2,119.7	2,120.5	2,651.0
実績値	人／月	312	312	318				
	回／月	2,131.2	2,079.0	2,191.4				

予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人／月	205	209	215	158	156	155	183
実績値	人／月	130	146	148				

(8) 短期入所生活介護（ショートステイ）／介護予防短期入所生活介護

要支援・要介護認定者が老人短期入所施設や介護老人福祉施設などに短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活の援助及び機能訓練を受けるサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人／月	349	352	366	301	309	319	400
	日／月	3,629	3,668	3,813	2,239.2	2,317.7	2,399.4	3,011.9
実績値	人／月	255	264	292				
	日／月	2,296.7	2,267.4	2,310.1				

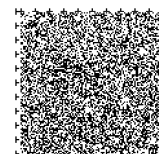
予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人／月	11	11	11	17	17	17	20
	日／月	75	75	75	70.7	70.5	70.5	83.4
実績値	人／月	6	7	10				
	日／月	39.7	41.6	69.2				

(9) 短期入所療養介護（ショートステイ）／介護予防短期入所療養介護

要支援・要介護認定者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間入所し、医療管理の下で看護・介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活の援助を受けるサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人／月	52	52	54	33	33	34	42
	日／月	428	428	445	235.7	236.3	245.8	298.3
実績値	人／月	31	31	36				
	日／月	232.3	224.8	210.1				

※音声コードに収録できる文字数に制限があるため、一部前頁の内容が収録されております。



(10) 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居している要支援・要介護認定者に対して提供される、入浴・排せつ・食事等の介護，その他日常生活の援助，療養上の世話などを行うサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人／月	839	866	893	822	838	855	1,076
実績値	人／月	783	796	810				

予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人／月	134	137	142	135	136	135	159
実績値	人／月	125	131	128				

(11) 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

要支援・要介護認定者に対して，日常生活上の便宜を図るための福祉用具や機能訓練のための福祉用具を貸し出すサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人／月	2,603	2,727	2,843	3,275	3,451	3,572	4,479
実績値	人／月	2,655	2,875	2,998				

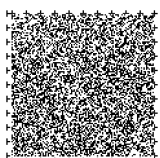
予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人／月	1,044	1,092	1,120	1,029	1,041	1,054	1,245
実績値	人／月	926	958	988				

(12) 特定福祉用具購入費／特定介護予防福祉用具購入費

要支援・要介護認定者が，福祉用具貸与になじまない特定の福祉用具（入浴用品や排せつ用品）を購入する費用について，一定額の給付を受けることのできるサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人／月	48	49	51	62	64	65	82
実績値	人／月	50	53	51				

予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人／月	17	18	19	20	21	21	25
実績値	人／月	20	18	25				



※音声コードに収録できる文字数に制限があるため，一部前頁の内容が収録されております。

(13) 住宅改修費／介護予防住宅改修費

要支援・要介護認定者に対して、高齢者の基本的な生活環境の改善を目的とする、手すりの取付けや段差解消など、小規模な住宅改修を対象とした住宅改修費に対する給付を行うサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人／月	23	24	25	33	35	35	43
実績値	人／月	21	26	26				

予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人／月	19	19	20	24	25	25	29
実績値	人／月	16	20	25				

(14) 居宅介護支援／介護予防支援

要支援・要介護認定者が自立した日常生活が送れるよう、心身の状況や置かれている環境に応じたケアプランを作成し、ケアプランに基づいてサービスが提供されるよう事業者と連絡・調整する役割を担っています。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人／月	3,775	3,926	4,079	4,484	4,612	4,694	5,844
実績値	人／月	3,784	4,049	4,223				

予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人／月	1,304	1,379	1,429	1,378	1,411	1,444	1,690
実績値	人／月	1,200	1,259	1,311				

4 地域密着型サービスの量の見込み

住み慣れた地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスを受けることができるよう、平成17年度の介護保険法改正に伴い、創設されたサービスです。

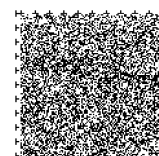
※令和5年度の実績値は見込み値です。第9期に見込んでいるサービスのみ記載しています。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

利用者宅への定期的な巡回や、本人又はその家族からの随時の通報により訪問を行い、介護及び日常生活の世話を提供するほか、看護師等による療養の支援を行います。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人／月	20	20	40	21	32	57	58
実績値	人／月	5	7	13				

※音声コードに収録できる文字数に制限があるため、一部前頁の内容が収録されております。



(2) 夜間対応型訪問介護

利用者宅への定期的な巡回又は随時の通報により訪問を行い、介護及び日常生活上の世話を提供する夜間専用のサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人/月	0	0	0	6	6	6	6
実績値	人/月	0	3	3				

(3) 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

施設に通い、認知症高齢者に配慮した介護，日常生活上の世話及び機能訓練などを受けます。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人/月	118	137	158	109	112	115	146
	回/月	1,200	1,427	1,653	1,162.1	1,216.0	1,254.8	1,590.3
実績値	人/月	93	92	99				
	回/月	912.2	957.5	1075.8				

(4) 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

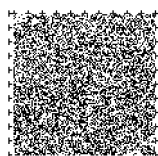
利用者の状態に合わせて通所・訪問介護・泊まりを組み合わせ、介護，日常生活上の世話，機能訓練などを受けます。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人/月	29	29	58	38	40	71	82
実績値	人/月	29	31	28				

(5) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）／介護予防認知症対応型共同生活介護

1ユニットが5から9人の少人数制で、認知症高齢者が家庭的な雰囲気の中で共同生活をしながら、介護，日常生活上の世話，機能訓練などを受けます。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人/月	189	189	189	177	182	215	267
実績値	人/月	182	177	179				



※音声コードに収録できる文字数に制限があるため、一部前頁の内容が収録されております。

(6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）で、介護，日常生活上の世話，機能訓練，健康管理，療養上の世話などを受けます。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人/月	29	29	29	29	29	29	29
実績値	人/月	29	29	30				

(7) 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ，通所・訪問介護・泊まり・訪問看護のサービスを一体的かつ柔軟に利用できるサービスです。

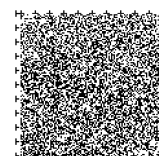
介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人/月	29	58	58	64	70	72	81
実績値	人/月	30	31	32				

(8) 地域密着型通所介護（小規模デイ）

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で，介護，日常生活上の世話や機能訓練などを受けます。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人/月	582	637	674	595	610	621	776
	回/月	5,208	5,810	6,168	4,748.2	4,826.0	4,887.3	6,113.0
実績値	人/月	502	527	556				
	回/月	4,249.3	4,405.8	4,474.8				

※音声コードに収録できる文字数に制限があるため，一部前頁の内容が収録されております。



5 施設サービスの量の見込み

介護保険施設に入居する要介護認定者に対し、施設サービス計画に基づいて提供されるサービスをいいます。

第9期計画期間中は、新たな施設の整備は予定していませんが、既存の施設の稼働状況などを踏まえた利用者数を見込んで推計しています。

※令和5年度の実績値は見込み値です。

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で、居宅での生活が困難な方に、生活全般の介護を行う施設です。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人/月	878	918	948	873	893	922	1,176
実績値	人/月	855	854	854				

(2) 介護老人保健施設（老健）

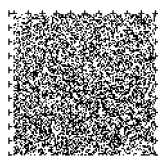
在宅復帰を目指して、医療ケアと生活サービスを一体的に提供する施設です。病状が安定期にあり、治療の必要はないものの、リハビリテーション等を必要とする要介護認定者を対象としています。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人/月	294	294	294	303	303	303	412
実績値	人/月	277	278	312				

(3) 介護医療院

要介護認定者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する施設です。今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、介護保険施設として平成30年度に創設されました。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
計画値	人/月	52	78	105	59	59	59	108
実績値	人/月	27	48	58				



※音声コードに収録できる文字数に制限があるため、一部前頁の内容が収録されております。

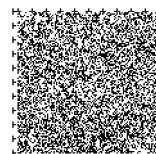
【介護サービス給付費の見込み】

単位：千円

	第9期			中期
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
■居宅サービス				
訪問介護	1,572,195	1,586,366	1,627,376	2,027,847
訪問入浴介護	120,255	127,392	133,546	166,824
訪問看護	1,029,311	1,069,618	1,084,041	1,355,180
訪問リハビリテーション	97,166	102,209	103,940	131,328
居宅療養管理指導	479,562	503,422	523,265	655,849
通所介護	1,718,420	1,763,371	1,820,923	2,255,166
通所リハビリテーション	226,939	225,545	225,774	282,589
短期入所生活介護	251,264	259,835	269,608	338,582
短期入所療養介護（老健）	35,139	35,420	36,892	44,841
福祉用具貸与	620,107	655,535	680,110	853,716
特定福祉用具購入費	24,934	25,694	26,087	32,918
住宅改修費	30,429	32,037	32,037	39,354
特定施設入居者生活介護	2,071,067	2,115,972	2,161,872	2,726,599
■地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	56,767	86,827	153,728	157,463
夜間対応型訪問介護	2,516	2,519	2,519	2,519
地域密着型通所介護	477,475	488,323	498,117	624,077
認知症対応型通所介護	179,208	187,848	194,269	246,061
小規模多機能型居宅介護	128,864	136,963	240,456	278,491
認知症対応型共同生活介護	595,929	614,411	725,624	901,543
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	101,881	102,010	102,010	102,346
看護小規模多機能型居宅介護	256,864	281,625	290,391	328,531
■施設サービス				
介護老人福祉施設	3,018,570	3,091,885	3,192,534	4,075,158
介護老人保健施設	1,168,963	1,170,442	1,170,442	1,596,114
介護医療院	284,971	285,332	285,332	527,542
■居宅介護支援	852,467	879,770	896,460	1,115,775
合計	15,401,263	15,830,371	16,477,353	20,866,413

※単位未満四捨五入のため、数値が一致しない場合があります。

※音声コードに収録できる文字数に制限があるため、一部前頁の内容が収録されております。



【介護予防サービス給付費の見込み】

単位：千円

	第9期			中期
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
■介護予防サービス				
介護予防訪問看護	106,085	106,406	107,099	124,474
介護予防訪問リハビリテーション	18,410	18,606	19,337	22,552
介護予防居宅療養管理指導	42,136	42,349	42,950	50,817
介護予防通所リハビリテーション	68,155	67,362	66,804	78,395
介護予防短期入所生活介護	5,932	5,923	5,923	7,008
介護予防福祉用具貸与	80,161	81,095	82,114	96,987
特定介護予防福祉用具購入費	7,299	7,673	7,673	9,123
介護予防住宅改修費	19,849	20,649	20,649	23,957
介護予防特定施設入居者生活介護	135,279	135,719	133,992	157,457
■地域密着型介護予防サービス	0	0	0	0
■介護予防支援	85,675	87,837	89,896	105,222
合計	568,981	573,619	576,437	675,992

※単位未満四捨五入のため、数値が一致しない場合があります。

6 地域支援事業

要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になっても可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、市区町村が主体となって行う事業です。

高齢者が要支援・要介護状態になる前に心身の状態を維持・向上させ、生活機能の改善を図ることで、地域において自立した日常生活を継続して送ることができるようにする事業であり、「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」と「包括的支援事業[†]・任意事業」に区分しています。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

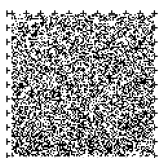
○介護予防・生活支援サービス事業

地域の事情に応じて多様な介護予防と生活支援のサービスを提供するため市区町村で実施するもので、訪問型サービス・通所型サービスがあります。

○一般介護予防事業[†]

全ての高齢者を対象とした介護予防に関する事業で、介護予防の普及啓発や住民主体の通いの場の充実、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進するものです。

※音声コードに収録できる文字数に制限があるため、一部前頁の内容が収録されております。



(2) 包括的支援事業

在宅医療・介護連携推進事業や認知症施策の充実など、住み慣れた地域で自立して生活するために必要な環境の整備を行う事業です。

(3) 任意事業

市町村が地域の実情に応じて独自に行う事業です。

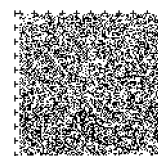
【地域支援事業費の見込み】

単位：千円

	第9期			中期
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
■介護予防・日常生活支援総合事業				
訪問介護相当サービス	135,154	136,170	137,193	170,367
訪問型サービスA	1,197	1,206	1,215	1,421
通所介護相当サービス	359,640	362,344	365,067	457,420
通所型サービスA	6,402	6,451	6,499	7,554
介護予防ケアマネジメント	50,990	50,990	50,990	64,558
介護予防普及啓発事業	5,193	5,193	5,193	6,624
地域リハビリテーション活動支援事業	406	406	406	406
■包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業				
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	289,042	289,042	289,042	383,106
任意事業	770	770	770	770
■包括的支援事業（社会保障充実分）				
在宅医療・介護連携推進事業	44,351	44,351	44,351	44,480
生活支援体制整備事業	63,213	63,213	63,213	63,213
認知症初期集中支援推進事業	3,072	3,072	3,072	3,072
認知症地域支援・ケア向上事業	12,640	12,640	12,640	12,640
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	3,694	3,694	3,694	3,694
地域ケア会議推進事業	4,130	4,130	4,130	4,130
地域支援事業費計	979,894	983,670	987,475	1,223,455

※単位未満四捨五入のため、数値が一致しない場合があります。

※音声コードに収録できる文字数に制限があるため、一部前頁の内容が収録されております。



7 第9期計画の総費用の見込み

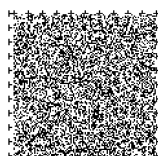
第9期計画における介護保険の総費用は、総給付費（介護給付費及び介護予防給付費）に、特定入所者介護サービス費（補足給付）や高額介護サービス費などを合わせた標準給付費と、地域支援事業費を合計したものになります。

第9期計画期間の介護保険の総費用は約552.7億円となり、第8期計画の計画値と比較すると、約28億円の増となります。

【第9期計画の介護保険総費用】

単位：千円

	第9期			合計
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	
■標準給付費見込額	16,915,494	17,367,074	18,035,026	52,317,594
総給付費	15,970,244	16,403,990	17,053,790	49,428,024
特定入所者介護サービス費等給付額	320,958	326,839	332,988	980,785
高額介護サービス費等給付額	522,641	532,331	542,347	1,597,319
高額医療合算介護サービス費等給付額	82,879	84,724	86,344	253,947
算定対象審査支払手数料	18,772	19,190	19,557	57,519
■地域支援事業費	979,894	983,670	987,475	2,951,039
介護予防・日常生活支援総合事業費	558,982	562,758	566,563	1,688,303
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	289,812	289,812	289,812	869,436
包括的支援事業（社会保障充実分）	131,100	131,100	131,100	393,300
介護保険総費用	17,895,388	18,350,744	19,022,501	55,268,633



※音声コードに収録できる文字数に制限があるため、一部前頁の内容が収録されております。

施策4-2 サービスの基盤整備

施策の方針

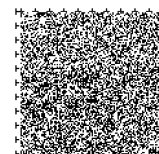
- 高齢者が、住み慣れた地域で可能な限り生活し続けられる社会を目指すという、地域密着型サービスの創設意義に基づき、基盤整備の着実な推進に努めることが必要です。
- 令和22（2040）年を見据えた「介護離職ゼロ」の実現に向け、8つの福祉圏域において、住み慣れた地域で自分らしく最期まで生活する「地域包括ケアシステム」の理念の下、介護保険サービス全体のバランス等を考慮したうえで、計画的に基盤整備を進めます。

【地域密着型サービスの整備状況（令和6年2月末現在）】（）内は定員数

	圏域								合計
	緑ヶ丘 滝坂	若葉 調和	上ノ原 柏野	北ノ台 深大寺	第二 八雲台 国領	染地 杉森 布田	第一 富士見台 多摩川	第三 石原 飛田給	
認知症対応型 通所介護	-	2か所 (24人)	-	-	2か所 (24人)	-	-	1か所 (12人)	5か所 (60人)
認知症対応型 共同生活介護	1か所 (18人)	1か所 (18人)	2か所 (36人)	2か所 (27人)	1か所 (18人)	2か所 (36人)	1か所 (18人)	1か所 (18人)	11か所 (189人)
小規模多機能型 居宅介護	-	1か所 (29人)	-	-	-	-	-	-	1か所 (29人)
夜間対応型 訪問介護	-	-	-	-	-	-	-	-	0か所
地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	-	-	-	1か所 (29人)	-	-	-	-	1か所 (29人)
地域密着型特定施設 入居者生活介護	-	-	-	-	-	-	-	-	0か所
定期巡回・随時対応 型訪問介護看護	-	-	-	-	1か所	-	1か所	-	2か所
看護小規模多機能型 居宅介護	1か所 (29人)	-	-	-	-	-	-	-	1か所 (29人)
地域密着型 通所介護	2か所 (25人)	2か所 (28人)	1か所 (14人)	4か所 (47人)	1か所 (10人)	3か所 (40人)	3か所 (35人)	3か所 (46人)	19か所 (245人)

【地域密着型サービス基盤整備の見込み】（）内は定員数

調布市全体	施設数等 (令和6年2月末)	第9期			第10期
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
認知症対応型 共同生活介護	11か所 (189人)	-	1か所 (27人)	-	1か所 (18人)
小規模多機能型 居宅介護	1か所 (29人)	-	1か所 (29人)	-	1か所 (29人)
夜間対応型 訪問介護	なし	1か所	-	-	-
定期巡回・随時対応 型訪問介護看護	2か所	-	1か所	1か所	-
看護小規模多機能 型居宅介護	1か所 (29人)	1か所 (29人)	-	-	1か所 (29人)



施策4-3 持続可能な介護保険制度の運営〔重点〕

施策の方針

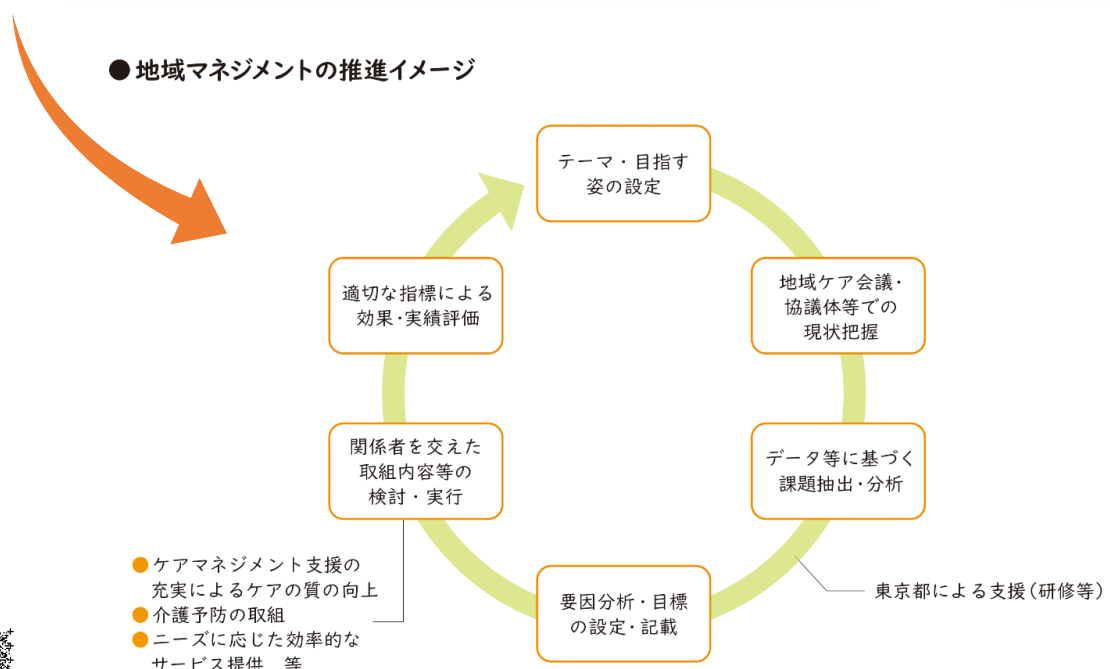
- 高齢化のさらなる進展を見据え、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の充実を推進するとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、介護サービスを必要とする人に適切なサービスが提供されるようにする必要があります。
- これまでの取組をベースに、地域包括ケア「見える化」システムでの分析や実態調査などによる地域の実態把握・課題分析（地域マネジメント[†]）を行い、それらを踏まえた自立支援・重度化防止の取組を通じて、保険者機能を強化し、制度の円滑な運営と持続性の確保を図ります。

I 保険者機能強化に向けた地域マネジメントの推進イメージ

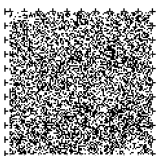
● 保険者機能強化の推進イメージ図



● 地域マネジメントの推進イメージ



※音声コードに収録できる文字数に制限があるため、一部前頁の内容が収録されております。



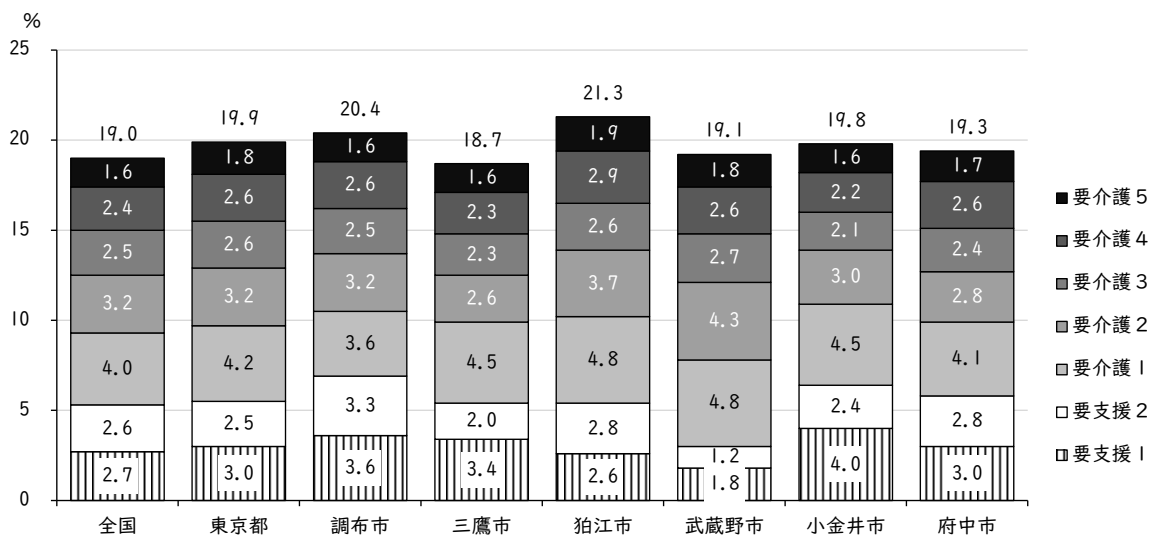
2 調布市の特徴（地域包括ケア「見える化」システムによる分析）

（1）調整済み認定率⁺の比較

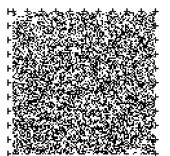
調布市の認定率は、全国及び東京都の平均を上回っており、近隣市と比較しても高くなっています。とりわけ、要支援1や要支援2の軽度の認定率が高くなっています。

その要因として、早期の高齢者の状況把握に努めていることや、介護保険サービスを補完するものとして、市が独自に提供している一般施策との関連等が挙げられます。

■調整済み認定率（要介護度別）



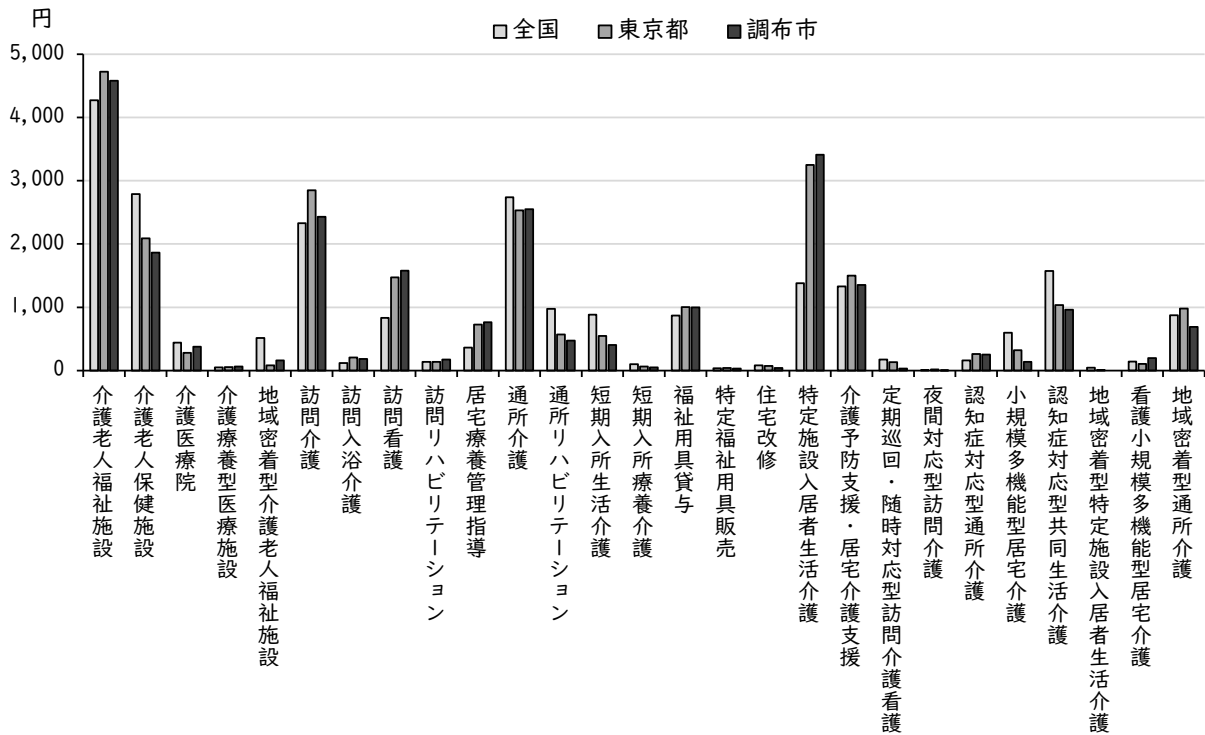
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」令和5年9月末現在



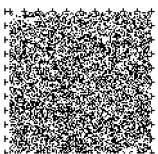
(2) 第1号被保険者1人当たり給付月額(サービス種類別)

第1号被保険者1人当たり給付月額では、居宅サービス及び施設・居住系サービスともに東京都平均を下回っていますが、主なサービス種類別で見ると、居宅サービスでは訪問看護や居宅療養管理指導、居住系サービスでは特定施設が東京都平均を上回っています。

■第1号被保険者1人当たり給付月額(サービス種類別)



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」令和5年



3 給付の適正化と質の向上に向けた取組（調布市介護給付適正化計画）

介護給付の適正化とは、介護サービスを必要とする方を適正に認定し、適切なケアマネジメントを実施し、事業者が適正にサービスを提供するよう促すことです。

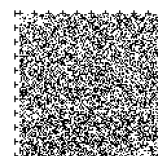
適正化を図ることにより、利用者に対する適切なサービスを確保し、不適切な給付が削減されることは、介護保険制度の信頼性を高めるとともに、給付費の抑制につながり、持続可能な制度の構築に資することになります。

第9期からは、保険者の事務負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的に事業を実施するため、国の示す介護給付適正化主要5事業が3事業に再編されました。適正化に向けた取組内容と目標については、地域の実情やこれまでの取組を踏まえ、東京都高齢者保健福祉計画と整合を図ります。

【給付適正化 主要3事業】

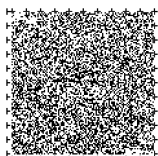
施策名	①要介護認定の適正化
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・全国一律の基準に基づき要支援・要介護認定を行うため、調査・判定における傾向・特徴を把握し、その要因について分析します。 ・認定調査における調査項目の選択状況の平準化を図ります。 ・各認定審査会における審査等、合議体・委員間で情報を共有し、認定審査の平準化を図ります。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケア「見える化システム」及び業務分析データの内容を活用し、調査・判定における傾向・特徴を把握します。 ・認定調査結果の点検、介護認定審査会委員や認定調査員への各種研修の実施に加え、厚生労働省適正化事業における技術的助言を活用し、適正な認定審査に取り組みます。

施策名	②ケアプラン等の点検			
目標	<ケアプラン点検> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の主任介護支援専門員の協力の下、介護支援専門員[†]と利用者の自立支援に資するケアマネジメントの考え方を共有するとともに、地域の主任介護支援専門員と介護支援専門員の連携強化及び地域の特性（社会資源）の理解促進を通じてケアマネジメントの質の向上を図ります。 			
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
	点検件数	16件	16件	16件



目標	<p><住宅改修，福祉用具に関する点検></p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者に対して，利用者の身体状況等を踏まえた適切な住宅改修や福祉用具の利用となるよう普及啓発を図ります。 												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和6年度 (2024)</th> <th>令和7年度 (2025)</th> <th>令和8年度 (2026)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>点検件数</td> <td>6件</td> <td>6件</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>研修開催回数</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table>		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	点検件数	6件	6件	6件	研修開催回数	1回	1回	1回
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)									
点検件数	6件	6件	6件										
研修開催回数	1回	1回	1回										
実施内容	<p><ケアプラン点検></p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者の自立支援に資する適切なケアプランとなっているかという観点から，地域の主任介護支援専門員と介護支援専門員がケアプランをともに検証・確認することで気づきを促すとともに，点検から得られた気づきの視点や地域の課題などを共有します。 給付実績等の情報の活用や質の向上に向けた効果的な実施方法を検討します。 												
	<p><住宅改修，福祉用具に関する点検></p> <ul style="list-style-type: none"> 申請時の書面点検のほか，事業者への研修会等の実施も検討しながら，適切な住宅改修・福祉用具の在り方について普及啓発を図ります。 福祉用具の利用の適正化を図るため，給付実績等の情報を活用した取組を検討します。 												

施策名	③縦覧点検・医療情報との突合										
目標	<ul style="list-style-type: none"> 適正な介護報酬算定を促すため，報酬請求が誤っている可能性のある事業所に対して確認等を行います。 										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和6年度 (2024)</th> <th>令和7年度 (2025)</th> <th>令和8年度 (2026)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>点検件数</td> <td>5帳票</td> <td>5帳票</td> <td>5帳票</td> </tr> </tbody> </table>		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	点検件数	5帳票	5帳票	5帳票		
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)							
点検件数	5帳票	5帳票	5帳票								
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 事業者を支払われた介護報酬の支払状況について，複数月にまたがる支払状況の確認や医療保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合，事業者への照会・確認を行い，提供されたサービスの整合性等について点検を行います。 東京都国民健康保険団体連合会[†]から送付されるデータのうち，効果が高いと見込まれるものを優先して点検するなど，点検の効率化や点検内容の拡充を図ります。 										



4 サービスの安定供給と質の向上

(1) 介護支援専門員調布連絡協議会、介護保険サービス事業者調布連絡協議会への支援

利用者が適切なサービスを安心して受けることができるよう、介護支援専門員調布連絡協議会や介護保険サービス事業者調布連絡協議会と連携を図り、サービスの質の向上を目的とした研修への支援や情報提供を行います。

(2) 介護人材の確保、働きやすい職場づくり

高齢化の進展による介護ニーズのさらなる高まりが見込まれる中、サービスを安定的に供給するためには、介護人材の確保や働きやすい職場づくりに取り組む必要があります。

「調布市福祉人材育成センター」による介護職員初任者研修や市主催の高齢者家事援助ヘルパー養成研修などを通じた新たな介護人材の確保を行います。

また、国・東京都と連携した介護職員の処遇改善、職能団体・福祉人材センター等の関係機関・団体や事業者による多様な介護人材確保（外国人労働者を含む）への支援を図るとともに、新たに就職・就労等に関する相談会、ハラスメント対策やメンタルヘルスケア等を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組を主体的に検討・企画します。

さらに、介護人材の確保は自治体間共通の課題として捉え、近隣自治体とも情報共有を図りながら、効果的な対策・連携に努めます。

(3) 介護人材の育成、サービスの質の向上

多様な高齢者が地域で安心して生活を続けられるよう、介護人材の育成やサービスの質の向上に取り組めます。

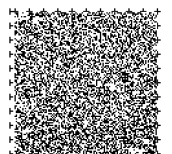
事業者による人材育成・資質向上に向けた取組を支援するため、国や東京都を含めた人材育成支援や資格等の受講費負担軽減等に関する情報を分かりやすく提供していきます。また、市内の職能団体等と連携しながら、介護従事者の現状・課題等の把握、現場の要望等を踏まえた研修会の実施、外国人労働者に対する学習機会の提供や受講の促進に向けたICTの活用を進め、介護サービスやケアマネジメントの質の向上に取り組めます。

さらに、サービス種別ごとや事業所間の連携強化を促進するため、職能団体の活動を支援していきます。

(4) 介護現場の生産性向上に向けた支援

利用者に質の高いサービスを届けるには、介護現場の生産性向上に向けた長期的取組も重要です。

事業者に対して、国・東京都が推進する介護ロボット[†]・ICT等の活用・導入やDX[†]の促進による職員の作業負担の軽減や情報共有の効率化を促進するとともに、介護現場の改善に取り組む事業者や各種施策



の活用を検討する事業者への相談・支援，事業者等のニーズを踏まえた新たな取組を検討します。

また，事業者からの提出書類等の見直しや，「電子申請・届出システム」を活用した指定に係る各種申請・届出の普及促進など，引き続き，文書負担の軽減を図り，事業者の業務効率化につなげます。

さらに，介護職の魅力向上や幅広い世代の理解促進に向けた取組を検討・企画し，介護現場のイメージの向上に努めます。

(5) 福祉サービス第三者評価[†]・介護サービス情報公表システムの活用支援

サービスの内容や質，事業者の経営や組織の運営・マネジメント等を第三者の目から評価する「福祉サービス第三者評価」について，介護サービス事業所に対し受審を促すとともに，東京都の補助金を活用した受審費用の助成を行うことで，事業者のサービスの質の向上に向けた取組を支援します。また，介護サービス情報公表システムについても情報提供を行い，活用を促します。

(6) 利用者への情報提供・相談支援

介護保険制度の改正をはじめとする各種情報を的確に把握し，市報やホームページ，調布エフエム放送等の各種媒体を活用した，分かりやすい情報提供に努めるほか，市民を対象とした「出前講座」を実施します。

また，サービスを必要としている方が必要なサービスを受けられるよう，サービス利用料の負担軽減制度についても適切な利用につながるよう，丁寧な情報提供に努めます。

介護サービスの苦情については，調布市，事業所，東京都国民健康保険団体連合会に窓口が設置され，各機関が特性を活かした対応を行っています。

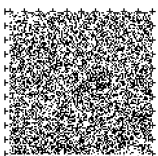
引き続き，介護保険サービスの改善につながるよう，東京都及び東京都国民健康保険団体連合会と連携しながら，相談・要望などへの対応を行います。

(7) 地域区分の変更

介護報酬は，サービスの提供に要する平均的な費用の額を勘案し，サービス種別ごとに設定された報酬単位数と，地域別の人件費の差を反映した単価により算定します。

「地域区分」とは，地域ごとの人件費の差を反映するために設定される単価に用いる上乗せ割合の区分です。上乗せ割合が高くなるほど介護報酬が上昇し，サービス利用者の負担額や介護保険料の上昇要因となります。一方で，介護事業者にとっては従業員の処遇改善や安定的な経営に寄与するものであり，今後も増加する介護ニーズに対して，サービス量を確保するという観点においては効果が見込まれます。

これらを総合的に勘案し，第9期の地域区分は「2級地（16%）」とし，現在（第8期）の地域区分「3級地（15%）」から引き上げることとします。



施策4-4 介護保険料

施策の方針

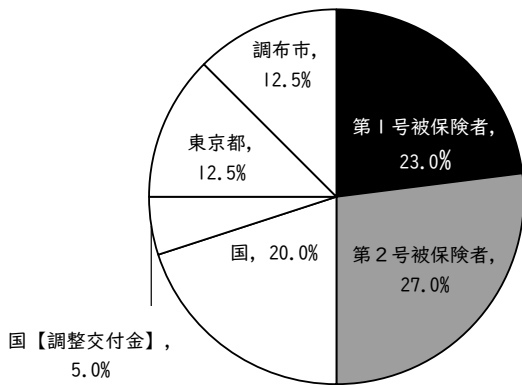
○今後も介護費用の増加が見込まれる中、介護保険制度の持続可能性の確保のため、負担能力に応じた負担となるよう、国の方針を踏まえた標準乗率や所得段階の設定をするとともに、引き続き低所得者への負担軽減に取り組みます。

1 介護保険事業費の財源構成

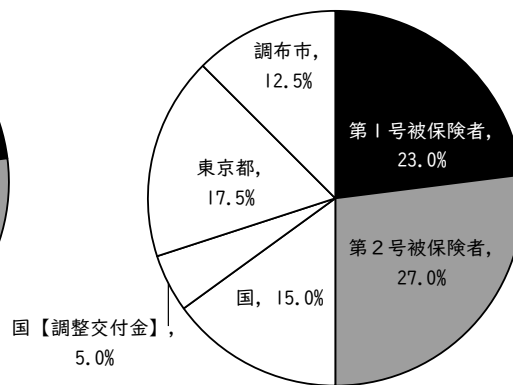
(1) 標準給付費の財源構成

介護保険サービスに係る介護給付費は、サービス利用時の利用者負担を除き、50%を保険料、50%を公費で負担します。第9期計画の第1号被保険者の負担割合は、第8期計画と同じ23%となります。

【居宅サービス費財源構成】



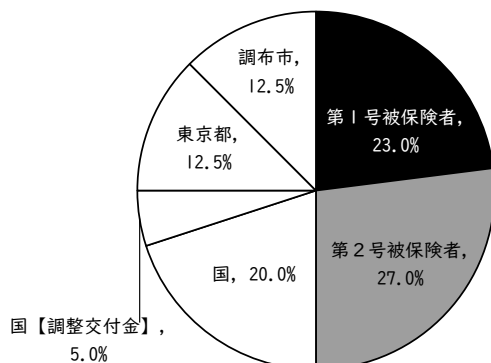
【施設サービス費財源構成】



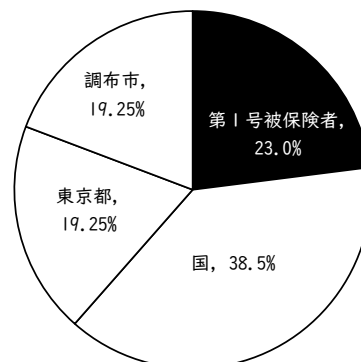
(2) 地域支援事業費の財源構成

地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」と「包括的支援事業・任意事業」があり、それぞれの財源構成は、次のとおりです。

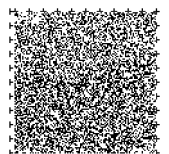
【介護予防・日常生活支援総合事業】



【包括的支援事業・任意事業】



※音声コードに収録できる文字数に制限があるため、一部前頁の内容が収録されております。



2 介護保険料算出の要素

(1) 見込量と保険料のバランス

第1号被保険者の介護保険料は、計画期間中のサービス見込量に応じたものとなり、見込量が多ければ介護保険料が上がり、少なければ下がることとなります。要支援・要介護認定者の増加、基盤整備などによる介護保険給付費の増加に伴い、介護保険料基準額も上昇することとなります。

(2) 調整交付金に対する負担

調整交付金は、市町村間における介護保険財政を調整するため、第1号被保険者の年齢階級別の分布状況、第1号被保険者の所得の分布状況などを考慮するとともに、市町村において災害、その他、特別の事情が発生した際における利用者負担の減免を実施したことによる市町村の負担を考慮して国が交付を行うものです。

なお、介護給付費財政調整交付金における後期高齢者加入割合補正係数の計算について、要介護認定率により重み付けを行う方法から、介護給付費により重み付けを行う方法への見直しが行われました。

(3) 介護報酬の改定

令和6年度の介護報酬改定は、地域包括ケアシステムの深化・推進、自立支援・重度化防止に向けた対応、良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり、制度の安定性・持続可能性の確保を基本的な視点として、改定率をプラス1.59%とされており、介護給付費の推計に反映しています。

(4) 介護保険給付費等準備基金の活用

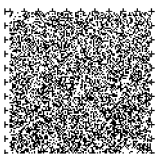
介護保険給付費等準備基金は、介護保険給付費の財源として、過不足を調整するために設置された基金で、3年間の介護保険事業計画により積立と取り崩しの計画を立てます。

第9期計画期間の介護保険料の設定に当たっても、第8期計画までの基金残高を活用し、保険料の負担軽減を図ります。

(5) 財政安定化基金

財政安定化基金は、介護保険料の不足が生じたときに、市町村に対して資金の交付や貸付を行うことを目的に、都道府県に設置されたものです。

なお、第9期計画期間においても、この基金の活用は見込んでいません。



3 第9期介護保険料

第9期計画における第1号被保険者の介護保険料基準額は、月額5,900円とします。介護保険法における第1号被保険者の介護保険料標準所得段階は、今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得の再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇の抑制を図るため、9段階から13段階に見直されました。調布市では、介護保険給付費等準備基金の活用とともに保険料負担に配慮した保険料設定を行うため、引き続き14段階を設定します。

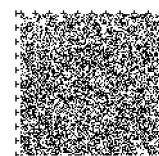
【所得段階別の介護保険料】

所得段階	対象者	基準額に 対する割合	月額保険料 年額保険料
第1段階	生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者及び世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が市町村民税非課税で、前年中の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.285	1,681.5円 20,178円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、所得段階が第1段階以外の方で、前年中の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の方	0.485	2,861.5円 34,338円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、所得段階が第1段階及び第2段階以外の方	0.685	4,041.5円 48,498円
第4段階	本人は市町村民税非課税であるが、同じ世帯の中に市町村民税課税者がいる方のうち、本人の前年中の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.8	4,720円 56,640円
第5段階	本人は市町村民税非課税であるが、同じ世帯の中に市町村民税課税者がいる方のうち第4段階以外の方	1	5,900円 70,800円
第6段階	本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が120万円未満の方	1.1	6,490円 77,880円
第7段階	本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.25	7,375円 88,500円
第8段階	本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.5	8,850円 106,200円
第9段階	本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	1.7	10,030円 120,360円
第10段階	本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	1.9	11,210円 134,520円
第11段階	本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が600万円以上1,000万円未満の方	2.2	12,980円 155,760円
第12段階	本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	2.4	14,160円 169,920円
第13段階	本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が1,500万円以上3,000万円未満の方	2.65	15,635円 187,620円
第14段階	本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が3,000万円以上の方	2.9	17,110円 205,320円

【月額基準額算出方法】

$$\text{月額基準額} = \text{保険料収納必要額} \div \text{予定保険料収納率} \div \text{補正第1号被保険者数} \div 12\text{か月}$$

$$5900\text{円} \div 115\text{億}6492\text{万}5160\text{円} \div 98\% \div 16\text{万}6693\text{人} \div 12\text{か月}$$



4 低所得者の負担軽減の取組

(1) 低所得者の保険料軽減

平成27年4月1日から、公費を投入して低所得者の保険料軽減を行う仕組みが設けられており、第8期計画では所得段階第1段階から第3段階までの保険料について、基準額に対する割合を第1段階は0.3、第2段階は0.5、第3段階を0.7に引き下げました。

第9期計画においては、今後の介護給付費の増加を見据え、低所得者の保険料上昇を抑制する観点から、この仕組みを活用して第1段階を0.3から0.285、第2段階を0.5から0.485、第3段階を0.7から0.685まで、それぞれ引き下げを実施していきます。

(2) 介護保険料の減免

第1号被保険者の介護保険料について、第8期計画では、所得段階が第2段階、第3段階で、収入・預貯金、扶養関係等の要件を満たす方を対象に、介護保険料の軽減を実施しました。第9期計画においても継続して実施します。

